

外国判例研究(第三回)

外国判例研究会

小松, 昭人
福岡大学非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/2278>

出版情報 : 法政研究. 68 (4), pp.119-133, 2002-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

外国判例研究 (第三回)

外国判例研究会

Triffitt Nurseries v. Salads Etcetera Ltd. [1999] 1

Lloyd's Rep. 697 (Ch.); [2000] 2 Lloyd's Rep. 74 (C.

A.)

問屋が委託に基づき販売した生鮮野菜の代金債権上に取引銀行のため担保権を設定していたところ、問屋につき強制管理 (receivership) が開始され、取引銀行派遣の収益管理人が担保権の実行として代金を取り立てたため、委託者が信託受益者として取立代金の取戻しを求めた事例 (否定)

小松 昭人

【事実の概要】

原告ら五名 (以下、原告らと呼ぶ) はイングランド北東部の生鮮野菜生産者である。被告会社は一九八九年一〇月二三日設立の有限責任会社 (limited company) であり、生産者から委託を受け顧客であるスーパー (super-

markets) 及び卸売市場 (wholesale markets) に生鮮野菜を販売・配送していた。

原告らは被告会社への生鮮野菜の販売委託に際し被告会社と契約書を交わさなかった。しかし、裁判所の事実認定によればその取引は次のようになされた。

被告会社は原告らのため手数料を得て代理人として取引していた。被告会社は委託生鮮野菜の所有権を取得せず、その代金につき原告らに計算報告をしていた。スーパーへの販売に関しては、被告会社は、委託された生鮮野菜を一時的に貯蔵することがあった。その場合には、被告会社は、自社に委託した生産者が当該週に供給した同一等級の全生鮮野菜の平均正価で代金額を計算し、原告らに支払っていた。配送された生鮮野菜の受領をスーパーが拒絶した場合にはより低い平均価格が適用され、被告会社はその価格で計算された代金を原告らに支払った。卸売市場への販売に関しては、そこで売れ残った生鮮野菜は廃棄された。廃棄野菜については原告らには代金は支払われなかった。原告らは、委託した生鮮野菜がスーパーで受領を拒絶されあるいは卸売市場で販売できなかった場合でも、被告会社に手数料支払義務を負った。販売代金は毎週締めで、当該週から三ないし四週間後の期日に支払われた。委託生鮮野菜の

販売先、販売価格、販売数量等の情報は専ら被告会社が管理しており、原告らには伝えられなかった。

会社設立時に被告会社は社債契約 (debenture contract) を訴外ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド (Royal Bank of Scotland) 以下、取引銀行と呼ぶ) と締結した。被告会社は同契約に基づき取引銀行に社債を発行し、その担保として自社資産に特定担保 (fixed charge) 並びに浮動担保 (floating charge) を設定した。顧客に対する生鮮野菜の代金債権には特定担保が設定された。

その後、被告会社は営業不振となり、取引銀行は、一九九四年一〇月一日、社債契約に定められた権利を行使して二名の収益管理人 (以下、被告管理人) を選任し、被告会社につき強制管理が開始された。

被告会社は右管理開始時には既に生鮮野菜の在庫を持たず、その後生鮮野菜の委託を新規に受け入れることもなかった。したがって被告会社は管理開始後に顧客に生鮮野菜を販売することはなかった。このため被告管理人の主たる任務は、管理開始までに被告会社が委託を受けて顧客に販売した生鮮野菜の代金の取立であった。被告管理人は六万六〇〇〇ポンドを超える代金を顧客から取り立てた。このうち原告らが被告会社に販売委託した生鮮野菜の代金

額がいくらであるかは、当事者間で合意された事実関係からは明らかでない。なお、取引銀行は管理開始時に被告会社に対し合計約一八七万八〇〇〇ポンドの債権を有していた。

原告らは、販売委託した生鮮野菜の代金が未払のため、その返還を求め本訴を提起した。本訴の主たる争点は、被告会社が強制管理開始後に顧客から取り立てた委託生鮮野菜の代金は、原告らに帰属するのか、それとも被告会社の資産の一部を構成し取引銀行の担保権に服するのか、であった。

【判旨】

〈高等法院大法官部 (the Chancery Division of the High Court)〉 Longmore J.⁽²⁾

代理関係は、明示の終了告知がない場合には、代理人が自然人であればその死亡、心神喪失もしくは破産により、法人であれば死亡と同等の事由 (即ち解散) により終了する。清算開始または収益管理人の任命が被告会社の取引権限の自動消滅の効力を伴うか否かは明らかではない。教科書及び諸先例は、代理人の営業停止が代理関係の自動消滅事由に当たるとは示唆していない。

原告らは被告会社に自己の名で本人として顧客と取引する権限を与えた。この権限に基づき被告会社・顧客間に契約関係が生じることから、原告らではなく被告会社が顧客に対し代金債権を取得する。また、被告会社は、その代金を顧客から取り立て、取立代金を自己の金銭に混入し、原告らに計算報告をなす権限を有することは疑いない。これらの権限は、右の取引権限に付随して原告らが被告会社に与えたものである。被告会社が右の取引権限に基づき顧客に対して取得する代金債権は同社の債権、つまり同社の財産であり、同社が自社社債のため設定した担保権に服する。被告会社は、その後の営業停止もしくは取引権限の消滅によっても、代金債権を失うことはない。

営業停止後に顧客から取り立てた委託生鮮野菜の販売代金は、原告らに帰属せず、また、信託に基づきもしくは信託義務者 (fiduciary) として被告らにより原告らのために保持されることもない。

請求棄却。原告らが上訴。

〈控訴院 (the Court of Appeal)〉 Robert Walker L. J.,
Smith J., Lord Woolf M.R.⁽³⁾

原告らは、本人の財産の利用につき代理人として行為す

ることを職務とする者は、自己の職務遂行を積極的に (actively) 停止した後には、自己のために本人の財産の売却代金を保持する権利を有しないと主張する。しかし、原告らがその主張の根拠として援用する、Re Farrow's Bank⁽⁴⁾事件などの先例は、本件には妥当しない。

原告らはまた、一八八九年問屋法一二条三項 (The Factors Act, 1889, s. 12(3)) を根拠に、被告会社は委託生鮮野菜の販売代金を顧客から取り立てる権利を有しないと主張する。しかし、原告らと被告会社との取引の態様、原告らが被告会社の顧客から販売代金を直接に取り立てることとは実際には困難であったこと、及び当事者間で合意された事実並びに原審裁判官の事実認定から、そのような主張を認めることはできない。

顧客から委託生鮮野菜の販売代金を受領する被告会社の権利が何らかの意味で消滅条件つき (defeasible) であるとの前提に立つとしても、収益管理人の任命とこれに伴う営業停止による右の権利の消滅を証明できない限り、原告らは勝訴しえない。本法廷に提出された資料には、被告会社の営業を終了させるために被告管理人がいかなる措置をとったかについての明白な証拠はない。

任命後の被告管理人の措置に関する合意事実補足陳述書

(supplementary statement of the agreed facts) には、被告会社は被告管理人の任命により、商事代理人としての営業を停止したという意味で、即ち、原告らが生鮮野菜を新規に供給せずかつ被告会社が顧客に販売・配送しなかったという意味で、営業を停止したとある。しかし、その叙述は、被告管理人の任命により被告会社が商事代理人としての営業を停止した時点で、原告らと被告会社との間の代理関係が自動的に実質上消滅したに違いないと推論するには、不適切な根拠と思われる。

なお、本件の事実関係が、被告管理人もしくは取引銀行が原告らの請求に対抗することが全く非良心的 (wholly unconscionable) というようなものであれば、原告らの請求は奏功したであろう。即ち、本件でいえば、もし任命後に被告管理人が、さらに生鮮野菜の委託を受け入れていたか、あるいは委託の日時を問わず委託された生鮮野菜を顧客に販売していたならば、結論が異なっていたであろうことは疑いない。もっとも、その場合に原告らの請求を認める理由は、擬制信託よりは、むしろ原告らとの契約を被告会社が採択したことに求められるであろう。

裁判官全員一致で上訴棄却。

【検討】

一 はじめに

わが法では、財産の売却受任者が委任事務の処理として自己の名でこれを売却したとき、委任者は受任者に対して代金債権の移転請求権もしくは受領代金の引渡請求権しか有しない(民法六四六条)。代金債権または受領代金の取戻しは、問屋破産における委託者の取戻権(破産法八七条)行使の局面の問題として論じられるが、破産前の受領代金については、通説は、金銭は特定性を有しないため問屋の一般財産に混入してしまつた以上、委託者は単に破産債権者となるに過ぎないとする。⁽⁶⁾

イングランド法では、本人財産の売却のための代理人(agent)は、受託者としてエクイティ上分別管理義務を負うとされる場合には、本人は、受益者として物権的な救済を与えられ、代理人が受領した代金を取り戻しうる。わが学説にも、原則として受任者一般に善管注意義務(民法六四四条)の一内容として分別管理義務を課すことで、その義務が果たされている限りで、受任者が委任者のため占有する金銭の取戻しを委任者に認める見解⁽⁷⁾がある。本件は、わが法において、受任者が委任者のため占有する金銭の取戻しの可否を論じる上で、参照に値する事例と思われる。

本件では、具体的には以下のことが問題となった。即ち、問屋の債権者が、自己の債権担保のため委託商品の販売代金債権に設定された担保権を実行して買主から代金を取り立てたとき、商品の委託者は取立代金を取り戻しうるか、である。

これは、更に次の二つの問題に分けて検討されよう。第一に、担保権設定の前提として、問屋が委託の実行により取得した債権は、問屋に帰属するか。第二に、そのような債権が問屋に帰属し、問屋が自己の債権者のためその上に有効に担保権を設定しうるとしても、委託者はその債権もしくは取立代金を取戻す手段を有するか。

本研究では、以上の問題設定に従い本件を検討し(二)、次いでわが法における処理の可能性を論じ(三)、結びとしたい(四)。

二 本判決の検討

(一) 委託の実行により生じる代金債権の帰属主体

本件では、原審が、被告会社は原告らから「自己の名で本人として顧客と取引する」権限を授与されていたと認定し、その上で、この権限に基づき被告会社が顧客に対して取得した代金債権は被告会社の債権であり、同社の財産で

あると判示した。

しかし、販売委託の実行により生じる債権の帰属の問題は、本件で重要な論点に発展する可能性があった。イングランド法では問屋関係には非顕名代理(undisclosed agency)の法理が適用され⁸⁾、その場合には原則として、委託者も問屋も、買主がいずれか一方に弁済するまで、買主に対して別個独立に代金を訴求しうるからである。すなわち、委託者も非顕名本人(undisclosed principal)として買主に販売代金を直接訴求しうる。したがってここから、非顕名代理の関係の下で、問屋が買主と締結した売買契約から生じる委託商品の代金債権はそもそも、委託者と問屋のいずれに、どのような形態で帰属するのか、との疑問が生じる。

この問題につき、英米では一九世紀以来、様々な学説が説かれてきた。ここでは紙幅の都合上その検討には立ち入らない。いずれにしても、問屋関係が非顕名代理の関係として把握される場合には、問屋が、非顕名本人の代理人として、委託者に対する関係で、自己の債権者のため委託商品の代金債権上に有効に担保権を設定しうるか否かが、問題となる⁹⁾。

(二) 委託商品の代金取戻し

原審及び上訴審は、原告らが被告会社に委託した生鮮野菜の代金債権はコモン・ロー上被告会社に帰属し、被告会社が取引銀行のためその上に特定担保を有効に設定しうるかと判断した。このため、次に問題となるのは、原告らはいかなる法理に基づき、被告らはその顧客から取り立てた代金を取り戻しうるか、である。これが本件の主たる争点であった。

この点に関し、原告らは、取立代金につきエクイティ上の所有権 (equitable ownership) を有する以上、これを取り戻しうると主張した。原告らは、原審及び上訴審を通じてその主張の根拠を主に次の点に求めた。被告会社は強制管理開始に伴い営業を停止し、これにより委託生鮮野菜の販売代金の取立権限を含む一切の取引権限を失った。したがって、営業停止後に被告会社を取り立てた代金は受動信託 (bare trust)⁽¹⁰⁾ に基づき原告のため保持されるべきものである。原告らは、以上の主張を根拠づける先例として Re Farrow's Bank 事件⁽¹¹⁾を援用した。

同事件では、顧客が他行を支払人とする小切手を自己の取引銀行を通じて取立に回し、その小切手は二月二〇日午後〇時三〇分に手形交換所で決済されたが、同日朝の段

階で既に取引銀行は支払停止を決め全支店にその旨連絡していた。そこで問題となったのは、取引銀行が顧客のため取り立てた金銭はコモン・ロー上同行に帰属し、顧客は同行に対して預金債権者としてその支払いを求めうるにすぎないのか、それとも、支払停止決定及び通知により、取引銀行は決済前に小切手の取立権限並びにその取立金銭を顧客の口座に入金する権限を失っており、取引銀行が取り立てた金銭は同行に帰属しえず、顧客はエクイティ上その金銭を取り戻しうるのか、であった。原審である高等法院大法官部のアシュベリー判事 (Ashbury J.) は次のように述べて、顧客に取立金銭全額の取戻しを認めた。

以上の事実関係から、私には次のように思われる。

即ち、継続企業体として (as a going concern) 行為することを停止しもはや継続企業体として行為しない旨の意思を表示した後には、取引銀行はもはや、支払停止後に受領されたところの、事実上顧客の金銭であるものを取り立て、かつこれを自己の資産を構成する金銭に換える権限を有しない。もっとも、自己の資産を構成する金銭に関してであれば、取引銀行は代理人でなく債務者の地位に就きうるであろう⁽¹²⁾。

同事件では、取立権限の消滅により取引銀行は本来取り立てえない金銭を受領することになり、取引銀行が顧客のため信託に基づき取立金銭を保持していると判断された。本件で原告らは、同事件で銀行の支払停止から小切手の取立権限の消滅が導かれ、信託の成立につながった点に着目し、これを被告会社のような一般企業の営業停止の場合にも及ぼそうと試みた。しかし、原審及び上訴審は、二つの理由から原告の主張を認めなかった。

その一つは、既に紹介したように、イングランド法では代理人の単なる営業停止は権限消滅事由とはされていないことであつた。

もう一つの理由は、*Re Farrow's Bank* 事件は、銀行とその顧客との関係に限り妥当するとされたことである。本件の原審及び上訴審は、本人・代理人関係、及びその一種である委託者・問屋関係についての諸先例をむしろ参照すべきことを説いた。このうち、前者に相当するのが *Henry v. Hammond* 事件⁽¹³⁾、後者に相当するのが *Kirkham v. Peel* 事件⁽¹⁴⁾ 及び *Walker v. Corboy* 事件⁽¹⁵⁾ である。

本件では特に *Henry v. Hammond* 事件で示された準則が決定的な意味を持ったと見られる。同事件では、フランスの海損評価人 (*average adjusters*) が、船荷の保険者

からの委託により、難破した貨物船の船荷の売却及びその諸経費の支払をイングランドの海事代理人 (*shipping agent*) にさらに委託した。委託実行の結果剰余金が生じ、海事代理人はこの剰余金を海損評価人に払い渡すコモン・ロー上の義務を負った。ところが海損評価人の請求が遅れたため、剰余金請求訴訟の提起時に既にコモン・ロー上の剰余金引渡債権が出訴制限にかかっており、海事代理人側は訴権消滅の抗弁をなした。そこで、海損評価人側は、エクイティ上の請求には出訴制限法が適用されないことから、海事代理人は海損評価人のため剰余金を明示信託 (*express trust*) に基づき保持すると主張し、その引渡を求めた。

同事件では、海事代理人が海損評価人の受託者として剰余金につき分別管理義務を負うか否かが検討された。この点の判断基準につき、高等法院王座部のチャネル判事 (*Channell J.*) は次のように述べた。

次のことは明らかである。即ち、ある者が金銭を受領する際の契約条項が、その受領者が銀行その他の場所において分別管理する義務を負うという趣旨であるならば、受領者はその金銭の受託者であり、受益者にこ

れを引き渡さねばならない。他方、もし受領者が金銭を分別管理する義務を負うのでなく、その金銭を自己の金銭に混入しこれを取り扱い、さらに請求されたときには同額の金銭を引き渡す権利を与えられているならば、私の考えでは、その受領者は金銭の受託者でなく単なる債務者である。¹⁶⁾

チャネル判事は、右の判断基準に照らし、海事代理人の職務の性質及び海損代理人との契約上の義務内容から、海事代理人は剰余金の分別管理義務を負っていなかったと判断し、海損評価人の請求を斥けた。本件で原告らの請求が認められなかった最大の理由は、右の判断基準により、被告会社との契約において委託生鮮野菜の代金を分別管理する義務を被告会社に課す条項がなかったとされた点にあった。本件と同様に、問屋が委託商品の取立代金につき委託者の受託者であるか否かが争われたのは、*Kirkham v. Peel* 事件及び *Walker v. Corboy* 事件である。

Kirkham v. Peel 事件では、ボンベイに支店を有するロンドンの問屋がロンドンの委託者に無断で、インドで販売した委託商品の代金でインド産品を購入しこれをロンドンで売却していた。このため委託者は、ロンドンでのインド

産品の売却益はエクイティ上委託者に帰属するとして、その償還を問屋に求めた。

原審の大法官部及び上訴審の控訴院はいずれも、委託者の請求を斥けた。同事件では、問屋が委託商品代金の投資及び収益権限を有していたか否かの前提問題として、問屋が委託商品代金の分別管理義務を負っていたか否かが議論された。仮に問屋の分別管理義務が肯定されれば、問屋は代金を自己目的に流用しえず、ロンドンでの売却益は許されない利得としてこれを委託者に償還せねばなくなる。しかし、原審及び上訴審はいずれも、問屋の分別管理義務を否定した。多数の委託者から商品を受託するという問屋の業務の特徴から、問屋が委託商品の販売代金を委託者毎に分別管理するなどは販売委託契約の当事者も含め誰も夢想だにしない、というのがその理由であった。¹⁷⁾

もう一つの *Walker v. Corboy* 事件はオーストラリア・ニューサウスウェールズ州の事件である。事案は本件のそれに酷似しており、裁判所が判決において関連のエクイティ準則及びその趣旨を詳細に論じている。本件に適用された先例ではないが、本件の理解のためここに紹介しておく。

同事件では、果実及び生鮮野菜の生産者がその農産物を

問屋に販売委託していた。問屋の清算手続が開始されたが、その直前に問屋の取引銀行は問屋の資産全体に浮動担保の設定を受けており、その実行のため管財人 (receiver) を任命した。この間、委託農産物の販売代金は問屋の一般財産の一部として保持されていた。そこで、生産者側は、問屋は委託農産物の販売代金を信託に基づき保持していると主張し、問屋及びその管財人に対し代金の引渡を求めた。原審は生産者の請求を認めたため、問屋及び管財人がニューサウスウェールズ州最高裁に上訴した。

同最高裁の三名の判事は全員一致で問屋及び管財人の上訴を認容した。このうち、プリーストリー判事 (Priestley JA) は、本人・代理人関係に信託を認めうるか否かの判断枠組みにつき、次のように述べている。

私の考えでは、どの事件でも、本人と代理人との関係に関する諸事情を、その事実認定それ自体が、諸事情が信託またはエクイティ上の義務を生じさせるべきものとして解釈されるべきか否かに関する先入観でゆがめられないように、まず吟味しなければならない。そして、認定された諸事情を顧慮した上で、次のいずれかの判断を下さねばならない。即ち、第一に、その

諸事情の下で明示信託 (express trust) またはエクイティ上の義務があったか、第二に、裁判所が、諸事情から (全くあいまいな表現を用いれば) 非明示信託 (non-express trust) またはエクイティ上の義務が成立すると認定することで当事者の期待が最も適切に取り扱われると言うべきか、あるいは、第三に、信託もエクイティ上の義務もないか、のいずれかである。⁽¹⁸⁾

プリーストリー判事は、本人・代理人関係の下で信託を認めるか否かを判断するに際し、まず事実認定の問題と信託認定の問題とを区別する。その上で、後者の問題では、明示信託、非明示信託の成否を順次検討すべきとする。そして、明示信託の成否を決するに際しては、本人と代理人の信託設定の意図が探求され、非明示信託の場合には、本人・代理人関係を取り巻く諸事情から、本人と代理人の信託設定の意図が推定されるか、が問題とされる。他の二名の判事もこの判断枠組みに従い判決を下した。⁽¹⁹⁾

本件で原告らが非明示信託の成立を主張しなかったのは、原告側が、認定された諸事情から、裁判所が原告らと被告会社との信託設定の意図を認定する可能性がほとんどないと判断したためであろう。即ち、認定事実によれば、原告

らと被告会社は販売委託契約の契約書すら交わさなかった。また、原告らと被告会社との取引過程では、顧客から取り立てた代金は被告会社の口座に入金され、委託者毎にあるいは委託者全体として分別管理された形跡は認められなかった。

イングランド（及びオーストラリア）の裁判所は、右に見てきたように、本人と代理人の意図を、その間の合意及び周囲の諸事情から探求し、これに基づき代理人に受託者としての義務（ここでは分別管理義務）を課すべきか否かを判断する。このように当事者の意図を重んじるのは、イングランドの裁判所が伝統的に商取引への信託法理の適用に慎重であることと関係がある。イングランド法では、商取引の当事者は通常は利害対立の関係にあり、自己の利益を自ら守ることができると考えられている。これに対して信託関係では、受託者は自らの利益に反しても受益者の利益を図らねばならない。その意味で両者の関係は異質である。⁽²⁰⁾このため、裁判官は商取引では当事者の意図を尊重し、その内容を補充する形で信託法理を適用する傾向にある。特に、商取引における代理人について受託者としての義務を課すべきか否かが問題となる場合には、ブラムウェル判事（Bramwell L.J.）の「信託に関する様々で複雑な原理

について、ここで問題にするつもりはないが、それらの原理が商取引の領域に導入され、商取引の代理人が受託者とされ、受託者と受益者との関係に伴う様々な困難を抱えてしまうのは遺憾である」との発言がしばしば引用されている。この発言に象徴されるように、商取引における本人・代理人関係への信託法理の適用はイングランド法上、問題をはらんでいると言えよう。⁽²²⁾

しかし、例外的に、イングランドの裁判所が、商取引であっても、本人と代理人との意図とは無関係に、代理人に受託者としての義務を課す事例もないではない。この場合には、擬制信託（constructive trust）が問題となる。本件の上訴審が傍論で、Neste Oy v. Lloyds Bank plc 事件⁽²³⁾に言及し、もし本件で被告会社が取締役会で営業停止を決定した後、それを知りながらその旨を通告せずに原告らから生鮮野菜の委託を受けていたならば、被告会社は取立代金につき原告らの受託者として分別管理義務を負うであろうと述べるのは、この趣旨である。

三 わが法における処理の可能性

ここで、一で述べた問題に立ち返り、それがわが法の下でいかに処理されるかを簡単に見ておく。

まず、問屋が委託の実行行為である売買により取得した権利は、わが法でも問屋に帰属する（商法五五二条一項）。問屋は自己の名義で相手方と売買契約を締結するからである。これにより、販売委託の場合には、委託商品の代金債権は問屋に帰属する。問屋は権利者として自由に代金債権を処分し、例えば代金債権上に譲渡担保権もしくは質権を設定しうる。もつとも、後に見るように、その場合には、委託者に対する問屋の債務不履行の問題が生じる。

それでは、第二の問題として、問屋が委託の実行として取得した代金債権が問屋に帰属し、問屋が自己の債権者のためその上に有効に担保権を設定しうるとして、なお、委託者は担保権者から代金債権もしくは取立代金を取り戻しうるか。

右の問題は、さしあたり、問屋が破産に至らない場合と破産した場合とに分けて考えるのが便宜であろう。

問屋が破産に至らない場合には、委託者は問屋に対し、代金債権移転請求権もしくは受領代金引渡請求権を有する（商法五五二条二項、民法六四六条）。そこで、問屋が譲渡担保権もしくは質権の実行により代金債権移転義務もしくは受領代金引渡義務を履行しえない場合には、委託者は問屋に対して債務不履行による損害賠償を請求しうるにとど

まる。

問屋が破産した場合⁽²⁴⁾には、代金債権は問屋に帰属し、問屋による代金債権上への譲渡担保権もしくは質権設定は有効である。このため、委託者には代金債権もしくは取立代金につき取戻権（破産法八七条）を認める余地がないかに見える。しかし、委託者の実質的利益を顧慮すれば問屋が委託の実行により取得した権利は委託者に帰属すべきとの理念に基づき、委託者に取戻権を認める学説⁽²⁵⁾が主張され、最高裁もこの学説に立った判決を下している⁽²⁶⁾。

ここでは、本稿の目的上、問屋の破産と委託者の取戻権の論点には立ち入らない。ただ、右の第二の問題に関連する点を指摘するに止める。

問屋が破産前に既にその債権者のため委託商品の代金債権に譲渡担保権もしくは質権を設定していたときに、委託者は代金債権につき取戻権を行使しうるか。この問題を巡っては、委託者の実質的利益の保護を図る見解の中でも対立がある。肯定説は、問屋の実行行為より生じた権利は問屋及びその一般債権者との関係では委託者に、それ以外の第三者に対する関係では問屋に帰属するとの見解に基づき、問屋による自己の債権者のための譲渡担保権もしくは質権設定を委託者に対しては無効とし、代金債権につき委

託者の取戻しを認める。⁽²⁷⁾これに対して、否定説は、問屋の実行行為により生じた権利は誰に対する関係でも問屋に帰属するとの前提に立つ。ゆえに、問屋による譲渡担保権もしくは質権設定は委託者に対する関係でも有効であり、委託者は代金債権につき取戻権を行使しえないことになる。⁽²⁸⁾

次に、問屋の債権者が問屋から代金債権上に譲渡担保権もしくは質権の設定を受け、別除権（破産法九二条）としてその権利を行使し代金を直接取り立てた場合に、委託者は取立代金につき取戻権を行使しうるか。これは、右の肯定説の下でのみ問題となりえよう。金銭につき取戻権行使を認めるには特定性が必要とされる。⁽²⁹⁾譲渡担保権もしくは質権の設定を受けた債権者が代金を取り立てた時点で、その代金はこれらの者の一般財産に混和し委託者のものとしての特定性を失う。このため、委託者が取立代金につき取戻権を行使する余地はないと考えられる。

以上から、わが国では、問屋破産の場合に、委託者は、譲渡担保権もしくは質権の設定を受けた問屋の債権者から代金債権までは取り戻しうるが、取立代金は特定性を失うがゆえに取り戻しえないと言えよう。

四 おわりに

本件では、被告会社が多数人より販売委託を受けていることから、被告会社に代金の分別管理を要求するのはかえって効率的な経営の妨げとなる、との実質的な判断が判決を決定づけたと思われる。しかし他方で、上訴審の判事が同情 (sympathy) を表わす⁽³⁰⁾ように、原告らは小規模農業生産者であり、本件の敗訴により、原告らは多額の損失を被り経営に支障をきたす（最悪の場合倒産する）可能性は高い。本件には、通常の商取引と同断しえない側面がある。

本件の原審及び上訴審の立場からすれば、原告らは、被告会社との間で契約書を作成し、そこに被告会社の分別管理義務を定めた条項を盛り込むべきであった、ということになる。だが、ある意味でこれは非現実的な提案である。問屋は、分別管理により業務の手間が増え⁽³¹⁾るいは資金運用の自由を制約されるため、かかる条項を容易に承諾しないことが予想されるからである。本件は、本人・代理人関係における代理人の分別管理義務認定の限界を示した点に意義があると思われる。原告らのような立場の者を保護するとすれば、農業生産者保護の観点からの、何らかの政策的な配慮⁽³²⁾を問題とすべきことになろう。

註

(1) 本件で被告会社が取引銀行のため、自社資産に対して、特定担保に加えて浮動担保も設定したのは、取引銀行に収益管理人 (administrative receiver) の任命権を与えるためであったと考えられる。

一九八六年倒産法二九条二項 (Insolvency Act, 1986, s. 29(2)) によれば、収益管理人を任命しうるのは、会社資産の全部または主要な部分につき浮動担保を有する担保権者とされている。したがって、特定担保のみを有する担保権者、もしくは会社資産の一部分につき浮動担保を有する担保権者は、収益管理人を任命しえない。

担保権者にとつての収益管理人任命の利点としては、第一に、これにより更正命令 (administration order) に基づき更正管財人 (administrator) が進める再建型手続の出現を阻止しうること、第二に、任命した収益管理人を通じて自らの手で担保対象資産の処分を進めうること、が指摘されている (後藤雅一・中村正孝・岩沢昌一「新しい英国倒産法の概要」(4・完) NBL四三四号 (一九八九年) 一六一―一七頁。ちなみに同論文は administrative receiver に「管財人」の訳語を当てる)。担保権者としては、「特定担保 (Fixed charge) に加え、会社資産の全部、または主要な部分 (Substantially) に浮動担保を設定すべく、最大の努力を払うことが肝要」(前掲論文一六頁)となる。なお、収益管理人が進める強制管理 (receivership) に「き

道垣内弘人「買主の倒産における動産売主の保護」(一九九七年)第三章註(25)(3)を参照。

(2) [1999] 1 Lloyd's Rep. 697 (Ch.)

(3) [2000] 2 Lloyd's Rep. 74 (C.A.)

(4) [1923] 1 Ch. 41.

(5) 「本法の規定は、代理人が物品を売却した場合に、所有者がその代金の全部もしくは一部を買主より回復することを妨げるものではない。但し、買主が代理人に対して有する相殺権を害することはできない。」(訳出にあたっては、穂積重威『英国動産売買法』(昭和九年)二二―二二二頁所掲の訳を参考にした)

(6) 注解破産法「第三版」(平成一〇年)六一六頁「野村秀敏執筆」。問屋及びその債権者に対する関係で受領代金の取戻しを認める見解として、西原寛一『商行為法』(第三版、昭和六〇年)二六七頁。

(7) 道垣内弘人「信託法理と私法体系」(一九九六年)一七〇―一七二頁、二〇三―二〇五頁。

(8) 英米法は、大陸法系諸国の代理法制とは異なり、直接代理と間接代理とを峻別せず、ともに代理法 (law of agency) の領域で取り扱う。こうした特徴は販売委託関係の法的理解にも影響し、英米法は、ドイツ法やわが法における問屋に相当する、直接代理とは区別される独自の法概念を持たない。ここでは問屋 (factor) は商事代理人 (mercantile agent) の一種と位置づけられる。その結果、

英米法では、販売委託を受けた者は代理人 (agent) とされる。そして、販売委託において相手方が委託者の存在を知らずまたは知ることのできなかつた場合 (undisclosed principal の場合) においても委託者・相手方間で直接に法律関係が生じることが、大陸法系諸国の法制との対比から、英米法の特異性としてしばしば言及される。以上の点につき、大塚龍児「問屋の委託実行行為により生ずる法律関係の観点から見た agency の法理」『鈴木竹雄先生還暦記念・現代商法学の課題(下)』(昭和五〇年) 一二二―一二二四頁、及び一二二八頁註(一)。

(9) この点につき、原審判決の註 ([1999] 1 Lloyd's Rep. 697 at p.700) は、原告らが非顕名本人として、被告会社が顧客と締結した契約に基づき訴えるべく介入 (intervene) しようすることを認めた上で、主張では本人による訴求の可能性が探求されなかつたこと、及び、委託生鮮野菜の一時貯留の取り決め (pooling arrangement) が適用された場合に困難が生じること指摘している (一時貯留の取り決めが発動された場合には、実質的には、被告会社が原告らから委託された生鮮野菜を自己の計算で買い取ったと見うるため、委託者は非顕名本人として相手方に訴求しえなくなると考えるのであろうか)。しかし続けて註は、「この可能性があるとしても、それは、顧客との「委託生鮮野菜の売買」契約が被告会社とはなされなかつたこと、「代金」債権が被告会社の債権でないことを意味しないである

う」と述べる(「」内は筆者による補足)。

(10) 受託者が信託財産につきコモン・ロー上の権利を有するだけで、その権利を保全し受益者の指示に従って移転すること以外に、信託財産につき積極的な義務を負わない類型の信託である。passive trust, dry trust ともいう。

(11) [1923] 1 Ch. 41.

(12) Ibid. at p. 51 per Jessel M.R.

(13) [1913] 2 K.B. 515.

(14) (1880) 43 L.T. 171; (1881) 44 L.T. 195.

(15) [1990] 19 N.S.W.L.R. 382.

(16) [1913] 2 K.B. 515 at p.521.

(17) (1880) 43 L.T. 171 at p.172 per Jessel, M.R.

(18) [1990] 19 N.S.W.L.R. 382 at p.385.

(19) Ibid. at p.389 per Clarke J.A.; ibid. at pp.395-396 per Meagher J.A.

(20) 道垣内・前掲書四七―四八頁。

(21) New Zealand and Australian Land Co. v. Watson (1881) 7 Q.B.D. 374 at p.382.

(22) イングランド法を含めコモン・ロー諸国法における商取引への信託法理適用の近時の拡大傾向を論じたものとして P. J. Millett, "Equity's Place in the Law of Commerce" 114 L.Q.R.(1998) 214. その論調はかかる傾向に批判的である。執筆者はエクイティ法曹出身で現在貴族院判事である。道垣内・前掲書四七―五六頁も参照。

- (23) [1983] 2 Lloyd's Rep. 658. 同事件につき、道垣内・前掲書一三八頁。
- (24) 以下の叙述は、問屋の民事再生手続及び会社更生手続の場合にも当てはまろう(民事再生法五二条、会社更生法六二条、六六条)。
- (25) 学説状況の簡潔な概観として、大塚龍児「問屋の破産と委託者の取戻権」商法の争点II(一九九三年)二三八—二三九頁。
- (26) リーディングケースとして、最判昭和四三年七月一日民集二二卷七号一四六二頁。
- (27) 鈴木竹雄「問屋関係に於ける委託者の地位(二・完)」法協五三卷四号(一九三五年)六四一頁は、この旨を述べたものと思われる。他に、大塚龍児「委託販売契約」現代契約法体系第四卷(一九八五年)四九頁。
- (28) 神崎克郎「証券売買委託者の地位(一)」神戸法学雑誌一三卷四号(一九六四年)五二一—五二二頁。
- (29) 広中俊雄『物権法』(第二版増補、一九八七年)二五八頁註(18)。
- (30) [2000] 2 Lloyd's Rep. 74 at p.82 per Walker L.J.
- (31) Walker v. Corboy [1990] N.S.W.L.R. 382 at pp.390—391 per Clarke JA.
- (32) 例えば、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州は、一九八三年農産物法(The Farm Produce Act, 1983)で、農産物の問屋業及び卸売業を免許制とし(s.8)、農業生産者保護のため、問屋については、買主からの代金受領の有無にかかわらず一定期間内に代金を払い渡す義務を課し(s.22(3))、問屋の代金払渡義務の不履行に備えて損失補償制度を設けていた(ss.46, 48 and 49)。以上の点につき[1990] N.S.W.L.R. 382 at pp.393—395 per Meagher JA. もっとも、同州法でも、免許を受けた問屋に委託農産物の取立代金の分別管理義務までは課していなかった。同州法は一九九六年に廃止された(The Farm Produce (Repeal) Act, 1996, s.4)。